

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人大山町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会が監事の選任議案を評議員会に提出するに当たっては、在任監事の過半数の同意を得るとともに同意書の徴取又は議事録の記載などによりその事実を残しておくこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>なお、本件については前回も同様に文書指摘しており、その際貴法人は「今後、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事の同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残すよう改善する。」と回答しているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、「監事選任に関する同意書」により在任監事の過半数の同意の事実を残すこととする。</p>
<p>2</p> <p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金等特別積立金明細書について、合計欄の当期末残高及び当期取崩額合計が貸借対照表及び事業活動計算書と一致していなかった。また、各拠点区分の内訳欄に法人全体分が記載されていた。併せて、拠点区分ごとの作成は不要であるにもかかわらず拠点区分ごとのものも作成されていた。 ・ 積立金・積立資産明細書について、備品等購入積立金及び備品等購入積立資産の当 	<p>計算書類の附属明細書について、計算書類との整合性を図るとともに、指摘のあったとおり適切に作成するよう改善を図る。</p>

	<p>期減少額が 8,890,000 円、当期増加額が 1,000,000 円と記載されているが、資金収支計算書の備品等購入積立資産取崩収入及び事業活動計算書の備品等購入積立金取崩額には 7,890,000 円と記載され、また、当期増加額相当額が、資金収支計算書に備品等購入積立資産積立支出として計上されておらず、積立金・積立資産明細書と計算書類の金額が一致していなかった</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い 26 (1)、(2)、別紙 3 (7)、(12))</p>	
--	---	--